

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十二年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年十月二十八日奈良県指令建第八四―九三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年二月十日建第七三〇五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十二年二月十日建第四五一二号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市小槻町二七〇番地ノ一、二七〇番地ノ二、二七〇番地ノ三、二七〇番地ノ四、
二七〇番地ノ五、二七〇番地ノ六、二七〇番地ノ七、二七〇番地ノ八、二七〇番地ノ
九、二七〇番地ノ一〇、二七〇番地ノ一一、二七〇番地ノ一二、二七〇番地ノ一三、
二七〇番地ノ一四、二七〇番地ノ一五、二七〇番地ノ一六、二七〇番地ノ一七及び二
七〇番地ノ一九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市土橋町一七〇番地ノ五

日進不動産株式会社 代表取締役 竹中將浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市小槻町二七〇番地ノ一九

下水道 橿原市小槻町二七〇番地ノ一九の一部